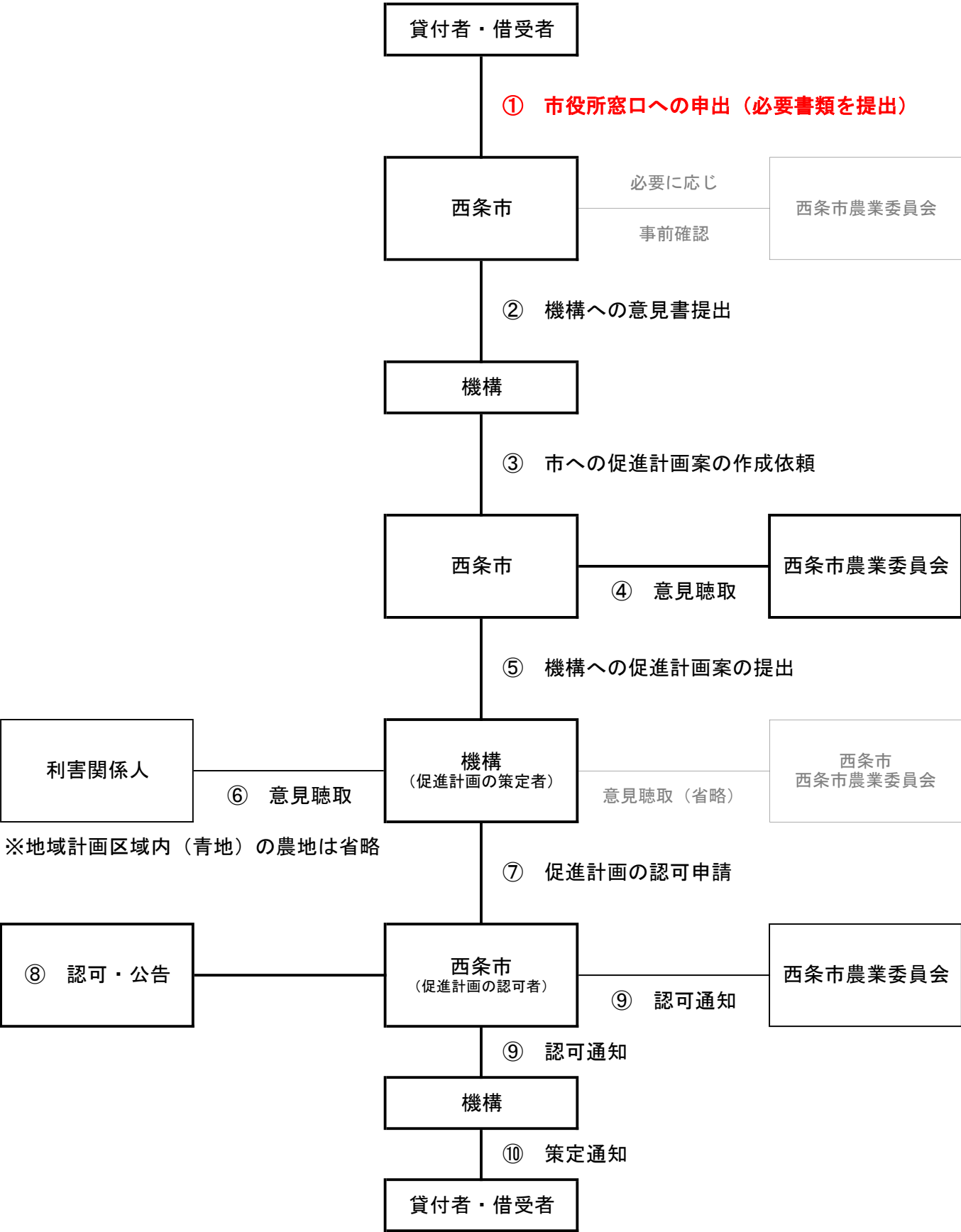


農地中間管理事業における農地貸借の事務処理の流れ



事務処理の内容	想定所要日数
①市役所窓口への申出（必要書類を提出）、②機構への意見書提出、③市への促進計画案の作成依頼 貸付者と借受者で、賃借料や貸借期間（始期、終期）などを話し合っ て決め、必要書類に記入・押印後、市役所担当窓口（市庁舎本館3階の農水振興課または西部支所2階の農林建設課農林振興係）に提出してください。 <必要書類> 申出書、農業経営の状況等（様式—10の別添） 物納の場合：物納による賃料等譲渡合意書、物納による賃料等譲渡承諾書 共有名義等の場合：委任状 未相続の場合：委任状、相続人代表者届出書、法定相続人が分かる相関図 農地の一部に権利設定する場合：該当部分を特定することのできる図面 上記の書類提出を受け、市が機構に対し問題がないか意見書を提出し、問題がなければ機構から市に対し促進計画案の作成を依頼します。 市が申出書の内容を基に促進計画案を作成（清書）し、市農業委員会総会の申請書受付締切日までに、その内容を貸付者と借受者の両者に確認・押印していただきます。ただし、貸付者と借受者の両者が<u>申出書において、促進計画の確認を省略することに同意し、その計画を承認する場合は、権利設定の当事者の意向が明確であるものとして、促進計画の押印を省略することができます。</u>	1～30日間 市農業委員会総会の申請書受付締切日（原則総会前月15日）までに必要書類を提出の上、促進計画案の内容確認・押印を完了してください。 ※受付締切日は、休日等の関係で前後する場合があります。
④市農業委員会への意見聴取 市農業委員会総会の議案書を作成し、総会（原則毎月5日開催）において、促進計画案について問題がないか意見聴取します。	20日間
⑤機構への促進計画案の作成・提出 総会で問題がなければ、市が機構に促進計画案を提出します。	4日間
⑥利害関係人への意見聴取、⑦市への促進計画の認可申請 地域計画区域外（白地）の農地の場合は、機構HPで利害関係人への意見聴取（1週間程度）を行います。 市が提出した促進計画に問題がなければ、機構が促進計画を策定（決定）し、市に対し認可申請をします。	50日間
⑧認可・公告、⑨認可通知 市が促進計画を認可し公告します。この認可・公告により、権利設定の効力が発生します。 認可・公告後、市は機構に対しその旨を通知します。	10日間
⑩貸付者・借受者への策定通知 機構が貸付者と借受者の双方に促進計画が策定された旨を通知します。 賃貸借（口座振替）の場合、後日、機構から口座振替に必要な書類等が案内されます。	14日間